

図 1.1-6 西表島における航空機調査によるゴミの状況、近年の海岸清掃実績（事務局把握分）、情報収集の対象海岸

## 1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題

### 1.2.1 石垣島地域

本調査を通じて明らかとなった石垣島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.2-1 に示す。当該地域の漂着ゴミ清掃活動については、行政、民間団体、個人活動家による「八重山環境ネットワーク（事務局：石垣海上保安部警備救難課）」が大きな役割を果たしている他、地域住民による自主的な取り組みも多く行われている。

住民によって回収された漂着ゴミは、石垣市が引取り、一般ゴミ・資源ゴミ等は市の処理施設へ、処理困難物は業者処分されている。なお、大型の発泡スチロールと漁業用ブイは、処理困難物として最終処分場に仮置きされている問題もある。

表 1.2-1 石垣島地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八重山環境ネットワークや地域住民による自主的な清掃活動が活発に行われている。</li> <li>・ 所定の方法で事前に石垣市に清掃計画を伝えれば、市から必要なゴミ袋及び軍手が支給される。</li> <li>・ 石垣市が把握しているだけで平成 18 年度は 20 海岸 87 回、平成 19 年度は 18 海岸 105 回の実績がある。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部の平久保崎周辺のようにアクセスが悪く、清掃活動が困難であり、経年のゴミが多く溜まっている海岸が存在する。</li> <li>・ 環境への配慮から人力による回収が基本であり、人力ゆえに大型のゴミの回収には限界がある。</li> <li>・ 廃油ボールや流木の様に予期できないが時おり大量に漂着するゴミの回収対策</li> <li>・ 石垣市役所ホームページ「島っぷ」の活用による自主的な清掃活動と石垣市の連携</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣市が指定した場所に集積すれば、市が回収する（原則は月曜日）。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週末にボランティアが活発に行われ、回収したゴミの量が多い場合には、市の回収に大きな負担がかかっている。</li> </ul>
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般ゴミ、資源ごみは石垣市クリーンセンター及び石垣市一般廃棄物最終処分場へ、処理困難物は業者処分</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型の発泡スチロールと漁業用ブイは、処理困難物として最終処分場に仮置きされている。十分な処理費用が確保できないため、仮置きしている処理困難物は年々増加している。</li> <li>・ 一度に大量に漂着した流木の処理対策。流木の処理費用は廃プラスチックよりも高い。</li> <li>・ 処理困難物の処分費は、容量当りの単価で決まるため、コスト削減のためにはゴミの減容化が必要。</li> </ul>

### 1.2.2 西表島地域

本調査を通じて明らかとなった西表島における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.2-2 に示す。当該地域の漂着ゴミ清掃活動については、「西表エコプロジェクト」が大きな役割を果たしている他、「八重山環境ネットワーク（事務局：石垣海上保安部警備救難課）」のサポートや、地域住民による自主的な取組みも行われている。

住民によって回収された漂着ゴミは、処理困難物として石垣島へ運搬した後、業者処理されている。

表 1.2-2 西表島地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>西表エコプロジェクトにより毎月1回、西表国立公園を美しくする会により年3回程度海岸清掃が実施されている。</li> <li>上記以外には、不定期ではあるが小中学校やキャンプ場利用者等による清掃活動が実施されている。また、企業と竹富町が協力し、大規模な海岸清掃が実施されることもある。</li> <li>事務局が把握している範囲では、平成18年度は9回7海岸、平成19年度では13回8海岸の実績がある。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユチン川周辺のようにアクセスが悪い、あるいは道路が整備されていないため清掃活動が困難な海岸、また、海岸背後地の防潮林や保安林に経年のゴミが多く溜まっている。</li> <li>環境への配慮から人力による回収が基本であり、人力ゆえに大型のゴミの回収には限界がある。</li> <li>廃油ボールや流木のように予期できないが時おり大量に漂着するゴミの回収対策。</li> <li>ボランティア清掃を行う地域住民の確保。</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本は全てボランティアが行う。</li> <li>ゴミの処分には石垣島への海上運搬が必要。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民による陸上運搬は主に軽トラックによるため、輸送力に限界がある。</li> <li>石垣島への海上運搬には多額の費用がかかる。</li> </ul>
処分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂着ゴミは殆どを処理困難物として扱うため、石垣島の業者へ委託。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬費も含め処分の費用は海岸清掃を実施した者が負わなくてはならない。</li> <li>ゴミの処分費は、容量当りの単価で決まるため、コスト削減のためにはゴミの減容化が必要。</li> </ul>

## 1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制に関する取組

### 1.3.1 国の取組

#### (1) 国際的な対応も含めた発生源対策

##### a. 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミへの対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

##### b. 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

### 1.3.2 沖縄県の取組

#### (1) ちゅら島環境美化条例によるゴミ散乱防止啓発活動

昨年度は33市町村で実施、約6万7千人が参加した。

- ・市町村と連携した「ちゅら島環境美化促進全県一斉清掃」を実施。
- ・市町村と連携した「環境美化促進モデル事業」を実施。
- ・ごみのポイ捨て防止公開パトロールを実施。

#### (2) 沖縄クリーンコーストネットワークによる啓発活動

沖縄クリーンコーストネットワークでは、そのホームページ上の「e-パネル展」にてゴミのポイ捨てや船からの汚染等による海の汚染について紹介し、海・川・海辺へのゴミの廃棄防止を呼びかけている。

## 2. 石垣島・西表島地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

### 2.1 相互協力が可能な体制作りの方向性

#### 2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）、海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）、と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならないが、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

上記関係省庁会議においては、「関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効」とされており、当該地域においてもこれに準じて体制づくりを検討することが望ましいものと考えられる。

なお、この体制作りにあたって、各主体の役割分担については、一般的には表 2.1-1 のようなものが考えられ、以下ではこれを参考として相互協力が可能な体制作りを検討することとした。

表 2.1-1 漂着ゴミ対策における関係機関・団体の役割分担の一案

1. 都道府県
  - (1) 海岸管理部局
    - ・管理する海岸の清潔の保持
    - ・海岸清掃計画等の策定
    - ・関係者との連絡調整（協議会等の設置）
    - ・地域住民等による自主的な海岸清掃の支援
    - ・海岸清掃のために必要な財政的措置、物的・人的資源の確保
    - ・国の補助事業の活用
  - (2) 廃棄物・環境部局
    - ・廃棄物の適正処理の指導・助言（主に処理困難物）
    - ・廃棄物の発生抑制に関する普及啓発
2. 市町村
  - ・地域内における関係者との連絡調整
  - ・地域住民等による自主的な海岸清掃の支援
  - ・一般廃棄物の適正処理を確保するための方策（公共ゴミ処理施設での処理、許可制度や再生利用制度、民間委託等）及び指導・助言
  - ・地域内における廃棄物の発生抑制に関する普及啓発
  - ・国や都道府県の補助事業の活用
3. 国
  - ・「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を踏まえた施策の実施
  - ・補助事業の執行
  - ・廃棄物の発生抑制に関する普及啓発
  - ・河川における取組の推進
  - ・海上における取り締まり、大規模漂着状況の原因調査
4. 地域住民
  - ・海岸清掃への参加・協力
  - ・ポイ捨てしない等のマナーやモラルの徹底
  - ・もったいないや3Rによるエコライフスタイルの実践
5. 事業者
  - ・自ら排出する廃棄物の適正処理
  - ・環境負荷の低い製品やサービスの提供
  - ・海岸清掃への参加・協力・支援
6. 自治会やNPO等の民間団体
  - ・自主的な海岸清掃、普及啓発の実施
  - ・行政による海岸管理事業との連携・協働
7. 学校・教育機関
  - ・環境教育の推進
  - ・環境教育ツールとしての海岸清掃の活用
  - ・専門的情報の提供

## 2.1.2 石垣島・西表島地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

沖縄県の「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月）では、海岸の保全に関する基本理念と共に海岸環境の保全と整備に関する方針や考え方が示されている。以下に同基本計画の中から海岸清掃活動に関係すると判断される部分について抜粋・整理した。

### <「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月沖縄県）より抜粋>

#### ●序章 琉球諸島沿岸の海岸の保全に関する基本理念 より

「・・・(略)・・・各種の海岸災害からそこに暮らす人々の生活を防護し、我が国でも特有な美しい海岸景観や多種多様な動植物の生息環境を保全するとともに、古くからの伝統行事や日常的な生活の場として、あるいは観光資源として価値の高い空間を確保し、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進する。」

#### ●第1章 海岸の保全に関する事項 より

##### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

###### ②海岸保全の基本的方向：長期的あり方

「・・・(略)・・・海岸保全区域については、防護とともに良好な海岸環境の維持、創出や多様化した海岸利用に的確に対応できる保全施設の整備や海岸管理の推進を図るとともに、これまで必ずしも海岸管理としての視点が充分でなかった海岸保全区域以外の一般公共海岸についても対象に含めた総合的な海岸管理を行う必要がある。」

##### (3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項

###### ①海岸環境を積極的に保全する区域の設定

「・・・(略)・・・自然環境が良好で、背後に防護対象がなく、前面及び背後に開発計画がない海岸域を“海岸環境を積極的に保全する区域”と定め、原則的には構造物を設置しない区域とすることで、琉球諸島沿岸の良好な自然環境を保全していくものとする」

※海岸保全区域以外のほぼ全域が「海岸環境を積極的に保全する区域」に指定されている。

###### ④海岸環境保全のための規制措置と環境教育の推進

「・・・(略)・・・また、施設等の汚損や損傷、利用者等によるゴミの投棄をはじめ家電製品等の不法投棄、放置船、放置車両等、無秩序でマナーの悪い利用により自然環境が損なわれつつある。・・・(略)・・・そこで、海岸の適正な利用を図るための一定の規制措置や、不法投棄等に対する監視の強化を行うとともに、利用者のモラルの向上を図るために、地元住民やNPO等の市民団体及び関係機関と積極的に連携するなどして、生物観察会や、清掃活動等の環境教育を支援するとともに実施し、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることとする。

また、洪水時の河川からのゴミや流木、海外から漂流してくる漂着ゴミ、船舶等から流出した油等によって生じる海岸環境の悪化については、原因者が不明、あるいは原因者に補償能力がない場合が多く、この問題に関する早急な対応が求められている。既存制度を積極的に活用しつつ、これらの状況に適切に対処できる体制の整備を図るものとする。」

##### (4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

###### ④市町村が主体となった海岸管理の推進

「海岸保全基本方針」（H12.5公表）では、国が本来果たすべき役割の一部を地方が積極的に分担することが示されている。また、海岸法の改正により、本来の管理者と協議が整った場合には、海岸保全区域や一般公共海岸区域における占有や行為の許可等日常的な管理については、市町村が管理できるようになった。したがって、市町村は、県が主体的に行う海岸保全施設整備や各種の施策と積極的に連携を図るとともに、主導的に日常的な海岸管理を行いつつ、地域住民の積極的な参画を促して地域特性に合った海岸利用のルールづくりを推進していくこととする。

前述の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討した。本節では、



沖縄地域検討会での論議や既存資料を参考に、当該地域において相互協力が可能な体制作りの方向性を整理した。ただし、相互協力が可能な体制作りに関する情報がゼロの状態から望ましい海岸清掃体制を検討することは効率的ではない。そのため、当該地域における相互協力に関する施策等を把握し、次に進歩的な漂着ゴミ対策の先進事例の中から、当該地域の実情に照らして実現の可能性のある事例を抽出し、関係地域を取り巻く環境に合わせた体制作りを整理することが近道と考え、以下の手順で検討した。

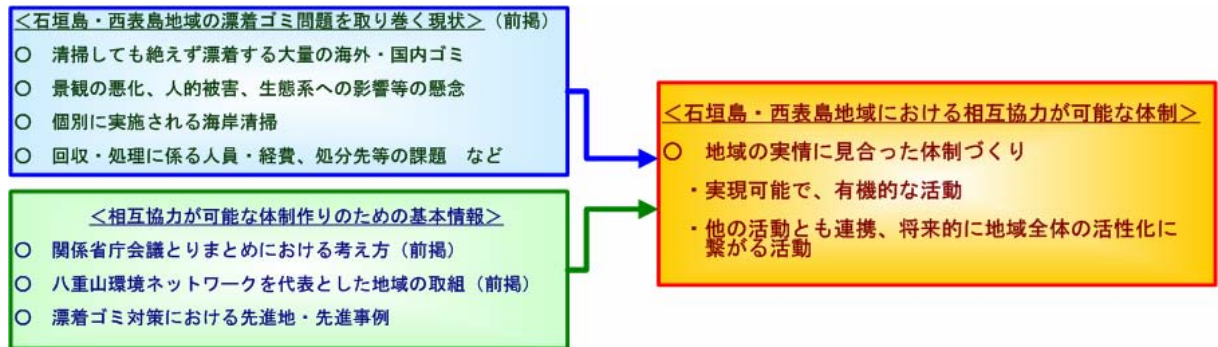


図 2.1-1 石垣島・西表島地域における海岸清掃体制づくりに関する考え方

### (1) 石垣島・西表島地域における相互協力の考え方

既に当該地域においては、八重山環境ネットワークや西表エコプロジェクト・西表島エコツーリズム協会の取組、そして地元行政・関係機関等が可能な限りこれらの取組をバックアップする形で漂着ゴミの回収が継続的に行われている。しかし、前記のような課題も山積みされており、今後はこの沖縄地域検討会を基に、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理方法、発生源対策等の対策のあり方を検討・実行に移して行くことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

### (2) 漂着ゴミ問題対策における相互協力の先進事例

既存資料等より収集した漂着ゴミに関する発生抑制対を含む海岸清掃体制（回収・処理の取組）事例の中から、代表的な先進的取組をとりあげ、個別海岸を対象とした取組と、比較的広い地域を対象とした全体的な取組に分けて以下に整理した。

参考資料：

- ・ 「漂着ごみ処理による海岸環境保全プロジェクト 最終報告書」（平成 17 年 7 月 25 日。青森県）
- ・ 「瀬戸内海海ごみ問題の現状と対応について(中間取りまとめ)」(平成 20 年 3 月。瀬戸内海海ごみ対策検討会)
- ・ 「平成 18 年度社会資本整備事業調整費 海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」（平成 19 年 3 月。農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局） など

#### a. 個別海岸や一定地域を対象とした取組

本業務のモデル調査地区である福井県坂井市の自治会の取組内容を表 2.1-2 に示した。

石垣島・西表島地域においては、公民館単位で定期的な道路清掃活動等が自主的に実施されているが、このような取組の範囲を海岸清掃に広げていけるような体制づくりも重要であると考えられる。そのためには、県（海岸管理者）あるいは市町村等の支援が必要であり、また、これら各組織の活動情報を整理して、相互の活動が連携できるようにすることも行政の重要な役割であると考えられる。

なお、1.1 漂流・漂着ゴミに関する取組で取り上げた石垣市におけるボランティア支援のためのポイントクリーニング事業や、竹富町における民間企業との協力や国立公園の保全についても先進的な取組事例であるといえる。

表 2.1-2 個別地区で取組事例：福井県坂井市安島自治会における海岸清掃活動の概要

#### 1. 清掃活動のあらまし

- ・ 約 360 世帯からなる安島自治会は 11 班で組織され、各班の班長が自治会の委員となる。
- ・ 昭和 50 年代から自治会の活動として、総人足（各世帯から一人の参加）による年 2 回（4・9 月）の海岸清掃活動を実施している。清掃対象の海岸線長は約 750m である。
- ・ 海岸の他に道路の清掃（6・8・11 月）、草刈り（7 月）も実施している。
- ・ 4 月に海岸清掃を実施する理由は、例年 4 月 20 日に実施される祭の前に地区を清掃するためである。また 5 月はワカメ漁のため人員の確保が難しいこともその理由の一つである。

#### 2. 清掃活動の準備

- ・ 自治会の委員会において、毎年 12 月に次年度の清掃計画（実施月の決定）を策定する。
- ・ 清掃実施月の第一金曜日に開催される委員会において、清掃実施日を決定する。また、漂着ゴミ量を勘案して、各班の清掃範囲を決める。
- ・ 各戸に日程、清掃範囲を回覧する。清掃への参加・不参加は班長に連絡する。
- ・ 清掃は 06:30 から 2 時間程度行う。早朝に行く理由は、東尋坊における観光業従事者への配慮という側面もある。雨天時には順延する（中止しない）。毎回約 300 人が参加している。
- ・ 自治会活動保険（年契約）に加入し、清掃活動時のケガ等に備えている。
- ・ ゴミ袋等、清掃にかかる費用は自治会費から支出している。

#### 3. 清掃活動におけるゴミの分別、搬出等について

- ・ ゴミの分類は坂井市のゴミの分類に従っている。人力では搬出できないような大きな流木等を除いて、ほぼ全ての漂着ゴミを回収する。
- ・ 清掃活動に参加される方の年齢は 50～70 歳代が多く、男性より女性が多い。
- ・ 住民が清掃活動に慣れているため、漂着ゴミの回収・分別・搬出は非常にスムーズである。ただし、回収時のケガなどには特に注意している。
- ・ 回収に必要な機材（軽トラック、小型船舶、チェーンソー等）は、必要に応じて所有者から提供して頂いている。
- ・ 回収したゴミは、坂井市に合併する前の旧三国町では清掃日に回収車で処理しているが、坂井市となってからは生活ゴミのルートに乗せるように指導されている。そのためには「ゴミステーション」まで運搬する必要がある、それが新たな負担となっている。

## b. 比較的広い地域を対象とした全体的な取組

ここでは、漂着ゴミ問題対策に関わる先進事例である「クリーン・ビーチいしかわ」、「美しいやまがたの海プラットフォーム」及び「さぬき瀬戸パートナーシップ」を取り上げ、その概要を示した。

これらの取組は、官民を挙げた海岸清掃体制であり、将来的にはこれら取組を援用し、当該地域あるいは沖縄県全体の取組へと展開することが理想的である。

### (a) 「クリーン・ビーチいしかわ」

石川県の羽咋市周辺の清掃活動に関しては、従来から羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民による定期的な海岸清掃が行われていたものを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として、全県レベルの清掃活動に統合されたものである。

羽咋市では、4月と7月に定常的（年中行事的）に市民運動として、すでに30年にわたって清掃活動を行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が配布し、回収された漂着ゴミの収集・運搬・処分費は各市町村が負担している。また、最近は、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動（特に町会・漁協・生徒・サーファーによる）も行われて始めている（表 2.1-3）。

「クリーン・ビーチいしかわ」は、行政から住民まで関係地域の多様な参加、実行委員会及び幹事会組織、活動規約の制定、活動計画の策定、年次報告書の作成、資金面の充実など、多くの特徴があり、継続的な活動が行われている優れた取組事例の一つである。

表 2.1-3 漂着ゴミ対策の先進事例：「クリーン・ビーチいしかわ」

クリーン・ビーチいしかわの活動（活動概要、活動状況）

1. 活動概要

○実行委員会

・名誉会長（県知事）、顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など）、会長（エフエム石川社長）、実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。

・目的：以下を目標とする。

- ①美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり
- ②野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり
- ③沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり
- ④森林、河川を守る基盤づくり

・事業：次の事業を行う。

- ①クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整及び推進に関すること。
- ②活動を広く県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。
- ③今後の活動の進展に必要な提言をすること。

・事務局をエフエム石川内に置く。

○幹事会

・各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。

・活動規約の前文には、「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸及び自然環境の保全と地域の美化に資する。」とある。

1.1 清掃活動の基本原則

- (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。
- (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。
- (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。
- (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。
- (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。

1.2 清掃活動の地域別活動計画

- (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。
- (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。
- (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。
- (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受領する。
- (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。

○その他

・資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。

・清掃活動の支援は、ゴミ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。

・活動報告は、毎年次ごとに、30 ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。

2. 活動状況（省略）

(b) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」

山形県では、平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとした。このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、行政（国、県、市町）のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニューズレターの発行など漂着ゴミに関する連携を強めていくものである（図 2.1-2）。なお、本活動の詳細については、添付の「資料編」に示した。

「美しいやまがたの海プラットフォーム」は、設立されたばかりであるが、図 2.1-2 をみても解るように、「情報共有」「モニタリング」「回収活動」「普及啓発」の 4 種の活動を通じて取組を広げていく方針となっており、この考え方は、今後プラットフォームを構築していく地域にとっては大いに参考となると考えられる。

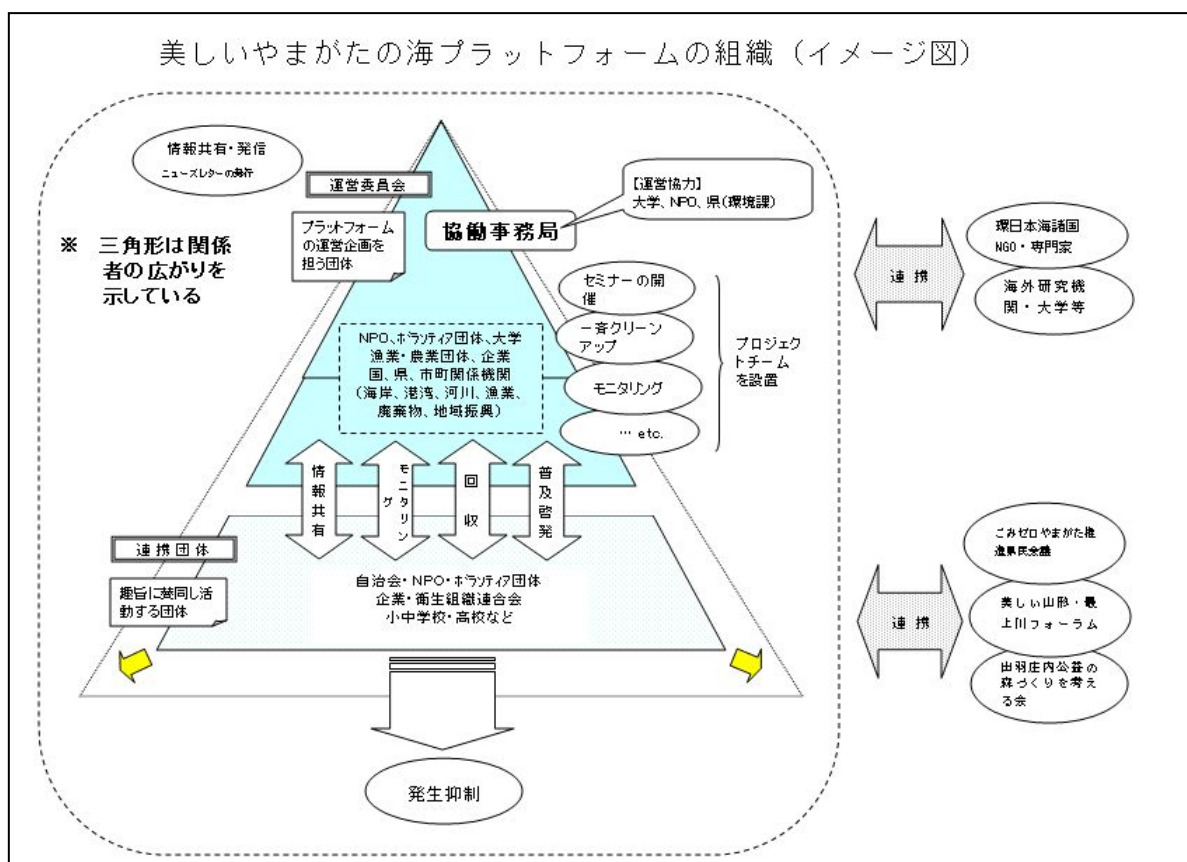


図 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の取組の事例

注：山形県庄内総合支庁からの提供資料

(c) 「さぬき瀬戸パートナーシップ」

海岸管理者による機能・環境保全業務の一環としての清掃事業と市民ボランティア等によるクリーンアップの活動の統合的なアプローチとして、県・市町村・ボランティア団体がパートナーシップの協定を組み、広域的・経年的にかつ相当程度の規模をもって清掃活動に取り組むという枠組みの構築を行っている事例の一つである。その内容は、以下のようになっている（他に、広島県の「せとうち海援隊」なども同様な事例である）。

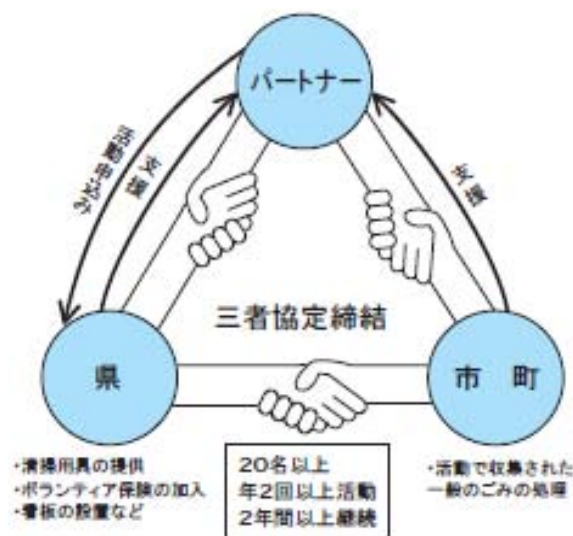
- ・ 県の認定を受けた団体や企業が清掃活動や調査を実施して県に報告する。
- ・ 県は団体の認定、用具調達、保険加入などの支援を行うとともに、活動・調査結果を取りまとめ公表する。
- ・ 地元関係市町村がゴミの処分などに協力する。

「さぬき瀬戸パートナーシップ」では、パートナー（地域の清掃活動）、海岸管理者（県）、市町村の三者の役割が明確であり、非常に解りやすい事例となっている。

おおむね、全県一斉清掃のような広域的な取組の場合には、美化意識の向上等の普及啓発の目的のウェイトが高く、クリーンアップ以外の環境関連イベントや環境教育活動とタイアップして行われていることが多い。必然的に、自治体による関与（回収処分の支援や結果のとりまとめ、参加者募集の広報）の度合いも高く、枠組みの構築自体は行政主導と言えるものが多い。

一方、個別の地域ごとに行われる住民や事業者団体等による清掃活動は、文字どおり当該地域の美化そのものが目的であり、自治体による関与の度合いは低く、多くの場合は用具の提供等のほか、市町村による処分の受け入れが自治体の関与のほぼ中核となっている。

平成 14 年度から実施され、平成 17 年度には 31 団体、延べ 6,938 人が活動に参加している。なお、河川ごみについても、同内容の事業（リフレッシュ香の川パートナーシップ事業）が実施されている。（以上、香川県環境白書（平成 18 年度版）より引用）



香川県環境白書（平成 16 年度版）より引用

図 2.1-3 「さぬき瀬戸パートナーシップ」の体制イメージ

### (3) 望ましい体制作りのあり方の方向性

前節の整理過程において、海岸清掃活動における行政と住民との協働、相互協力が可能な海岸清掃体制に関して共通すると考えられたことは以下のとおりであり、当該地域における相互協力が可能な体制作りに当たっては、このような視点を考慮する必要がある。

- ・ 漂着ゴミの回収には、住民のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。
- ・ 行政は、このボランティアによる海岸清掃活動を支援し、用具の提供や回収ゴミの処理を行うなどの支援・役割分担を行う必要がある。
- ・ 行政は、住民やボランティア団体等と互いに協力し、情報を共有しあって、良好な関係を築くことが重要である。
- ・ そのための連絡調整のネットワークや組織が必要である。

また、漂着ゴミの海岸清掃体制（回収・処理の取組）の現状については、次の3種類に大別することができると考えられる。

- ① 市民ボランティア等によるクリーンアップ活動やイベント
- ② 海岸管理者による機能・環境保全業務の一環としての清掃事業
- ③ 両者の統合型アプローチ

石垣島・西表島地域の海岸では、上記①及び②に相当する取組の実績があるが、今後は官民の相互協力により効率的・効果的な海岸清掃の実施が期待できる③の体制構築が必要と考えられる。なお、当該地域においては、ボランティア団体における清掃資材の確保や回収したゴミの処理（特に費用、処分方法）等に大きな課題が残されているため、国あるいは行政機関（特に海岸管理者）の財政的な支援や処分場の拡充等の取組も同時に行っていく必要がある。

以上のことから、石垣島・西表島地域において、効率的・効果的・継続的な活動を進めていくためには、前節で示した個別海岸での取組の支援に加え、比較的広い範囲を対象とした取組を実現していくための海岸清掃活動体制の組織作り・構築も必要であり、両者は平行して押し進めるべきものと考えられる。

これまでの様々な情報を基に検討した結果、結論的に云えば、石垣島・西表島地域における相互協力が可能な体制作りの方向性としては、地域関係者からなる包括的な取組である「プラットフォームの構築」が考えられ、当面はこれに向けた具体的な取組の実施を進めて行くことが望まれる。

前記の関係省庁会議とりまとめ及び上記(1)と(2)における整理結果を統合して、石垣島・西表島地域における相互協力が可能な体制作りの概念図の案を図 2.1-4 及び図 2.1-5 に示した。今後は、引き続き現場の求める解決に向けて連絡協議会等の場で議論し、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

### <プラットフォームの構築について>

本業務では、漂流・漂着ゴミの回収・運搬・処理方法に関し、地域検討委員会における論議の他に、それぞれの課題毎に関係者間で協議を実施してきた。本業務は平成 21 年 3 月に終了するが、漂流・漂着ゴミに関する問題は、一朝一夕には解決しない。そのため、本業務で実施した地域検討会のように、漂着ゴミに関する関係団体や実施主体の緩やかな集まりである「プラットフォーム」を構築し、情報提供や清掃作業の調整・協働の実施などの連絡や実作業を実施しながら、引き続き問題解決を図っていく環境作りを勧めていくことが必要と考えられる。また、地先海岸における海岸清掃活動のような個別の課題につ

いては、ワーキンググループによる検討を行い、それをプラットフォームで各地域への展開を図る、などの施策が考えられる。これら個別の課題への対応を検討・解決・実施すると共に、それを全体に還元して各地へ展開し、各地で緒実施結果を集約して見直し、更に個別・全体を見直すというサイクルが必要と考えられる。

この場合のプラットフォームとは、地域に存在する各種の団体を中核的支援機関として中心に据えてネットワーク化すると共に、必要な時には集まって、課題解決から実際の活動までの各段階において必要とされる技術・活動情報、ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供・共有する仕組みや体制を意味する。この対応のためには、最低限でも情報交換や情報集約が行える場の形成が重要と考えられる。

なお、地域検討会においては、住民の生活環境の保全や当該地域の海岸を健全な状態で次世代に引き継ぐ観点からも、関係者が積極的に関与し、互いに連絡を密にして対処していくことが重要と考えられている。そのため、各主体においてはそれぞれ職務上の制約があると思われるが、このような観点から、既成の枠を超えた積極的な対応が必要と考えられる。また、行政については、民間レベルの目線に応じた対応を図るなど、NPO や住民の活動に協力することが必要と考えられる。

**現在、石垣島・西表島地域においては、1.1.5 地域の取組において取り上げた「八重山環境ネットワーク」があり、主に連絡網として、また HP による情報発信、環境保全活動、ボランティア活動の支援等を担っている。今後も「八重山環境ネットワーク」の取組を継続しつつ、更に発展した形で地域の行政・事業者・住民等が協働実施可能なプラットフォームの構築が、当該地域においては最も有効であると考えられる。**



【参 考】長崎県対馬市における「市民協働」の推進と取組

平成19年11月に長崎県対馬市の「市民協働」の推進に当たってセミナー(\*)が開かれ、その中では「自助、共助、公助」を例にした共働に関する解説があり、対馬市の協働推進指針(\*\*)にはその概略が示されている。これを、海岸清掃活動を想定した役割分担と協働の関係性の観点で整理すると、次表のようになると考えられる。

- \*:「市民協働と地域づくり」セミナー（平成19年11月29日 対馬交流センター）  
[http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo\\_05.pdf](http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf)
- \*\*:「対馬市市民協働推進指針「概要版」」  
[http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo\\_05.pdf](http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf)

海岸清掃活動を想定した役割分担と協働の関係性

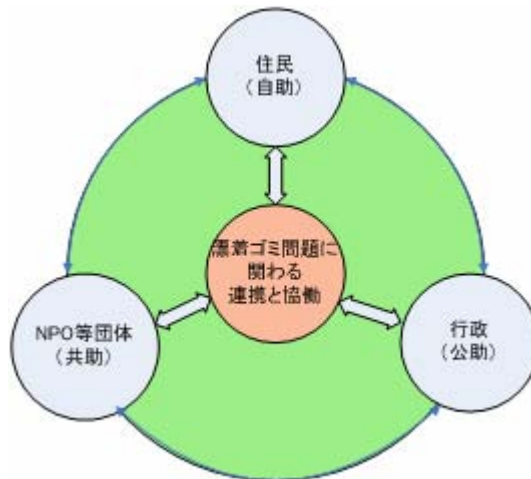
区分	役割	内容	漂着ゴミの場合の対応例	協働の形態例		
自助	個人	一人でできる	自宅前の海岸の清掃	ネットワークの構築	プラットフォームの構築	
	家族	家族に協力を仰ぐ				
協働・共働	共助	隣近所の協力を仰ぐ	集落・近所の海岸清掃			
	自治会	自治会を通じて地域の協力を仰ぐ				
	公助	市	行政の協力を仰ぐ			より広範囲・重量物等の海岸清掃用具・処理費の負担支援 など
		県 国	上部機関の協力を仰ぐ			横断的な法整備、国際的な発生抑制の働きかけ など

注:対応範囲や労力・費用等に応じた自助～公助の関係性の一想定案を示している。

(対馬市市民協働推進指針「概要版」より作成)

[http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo\\_05.pdf](http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf)

表では、個人が身の回りの海岸での清潔の保持を心掛け（「自助」）、より広い範囲のゴミや回収労力に応じて、個人から家族、家族から隣近所、更には自治会の海岸清掃活動等へと、互いに助け合って取り組む「共助」の段階に移行する。更に、台風後の大量の漂着ゴミを回収・処理するという場合のように、地域の「共助」でも困難な状況が生じた時は、行政の支援による「公助」が必要という取組に相当すると考えられる。石垣島・西表島地域においては、回収ゴミの処理に関する支出など、まさに「公助」が必要な段階、並びに「自助」と「共助」も必要な段階と考えられ、行政の主導的な支援がなされれば、地域の「自助」「共助」として海岸の清掃活動が始動し始めるものと考えられる。これらの関係は、下図のように整理される。



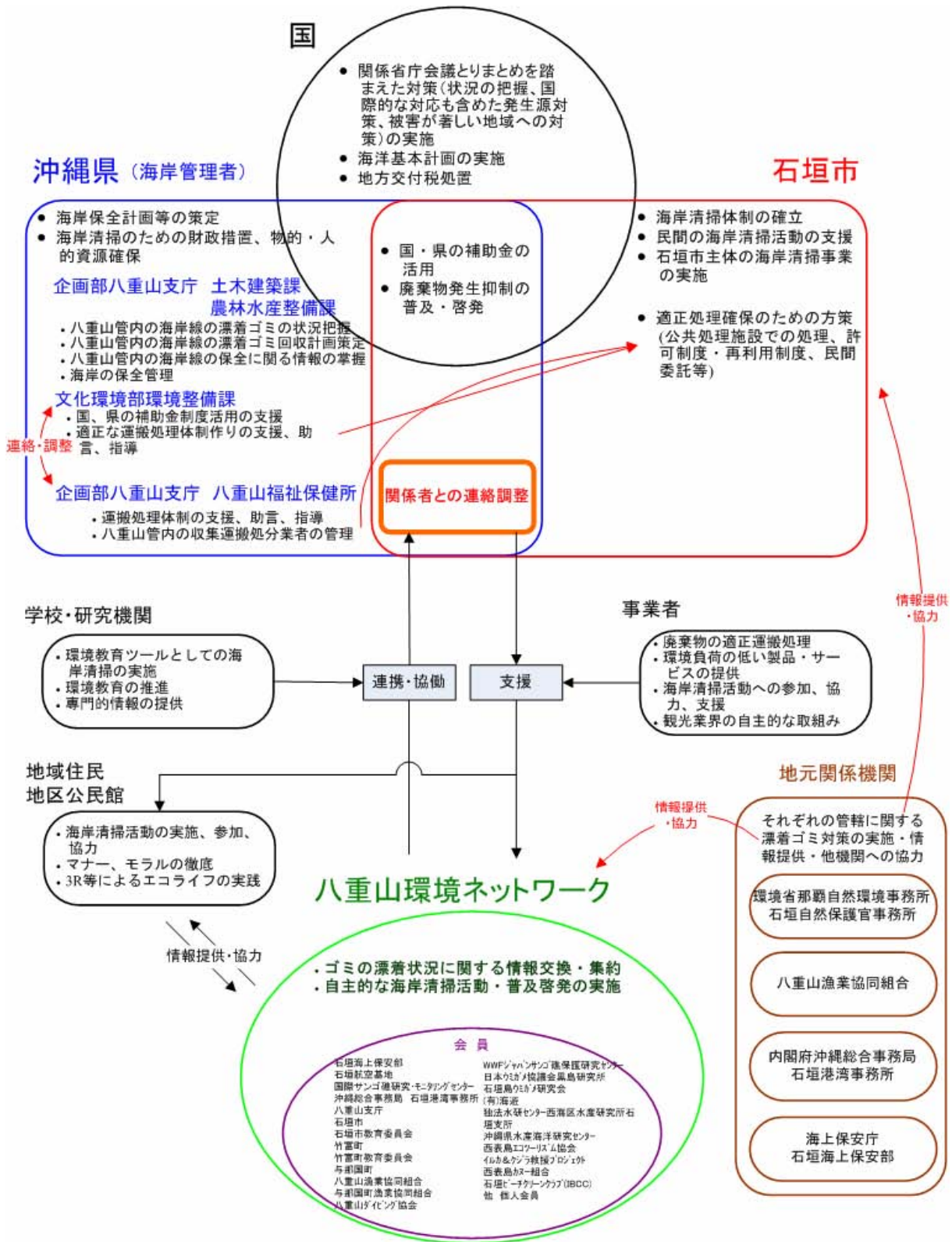


図 2.1-4 石垣島地域における関係機関・団体の役割分担 (案)

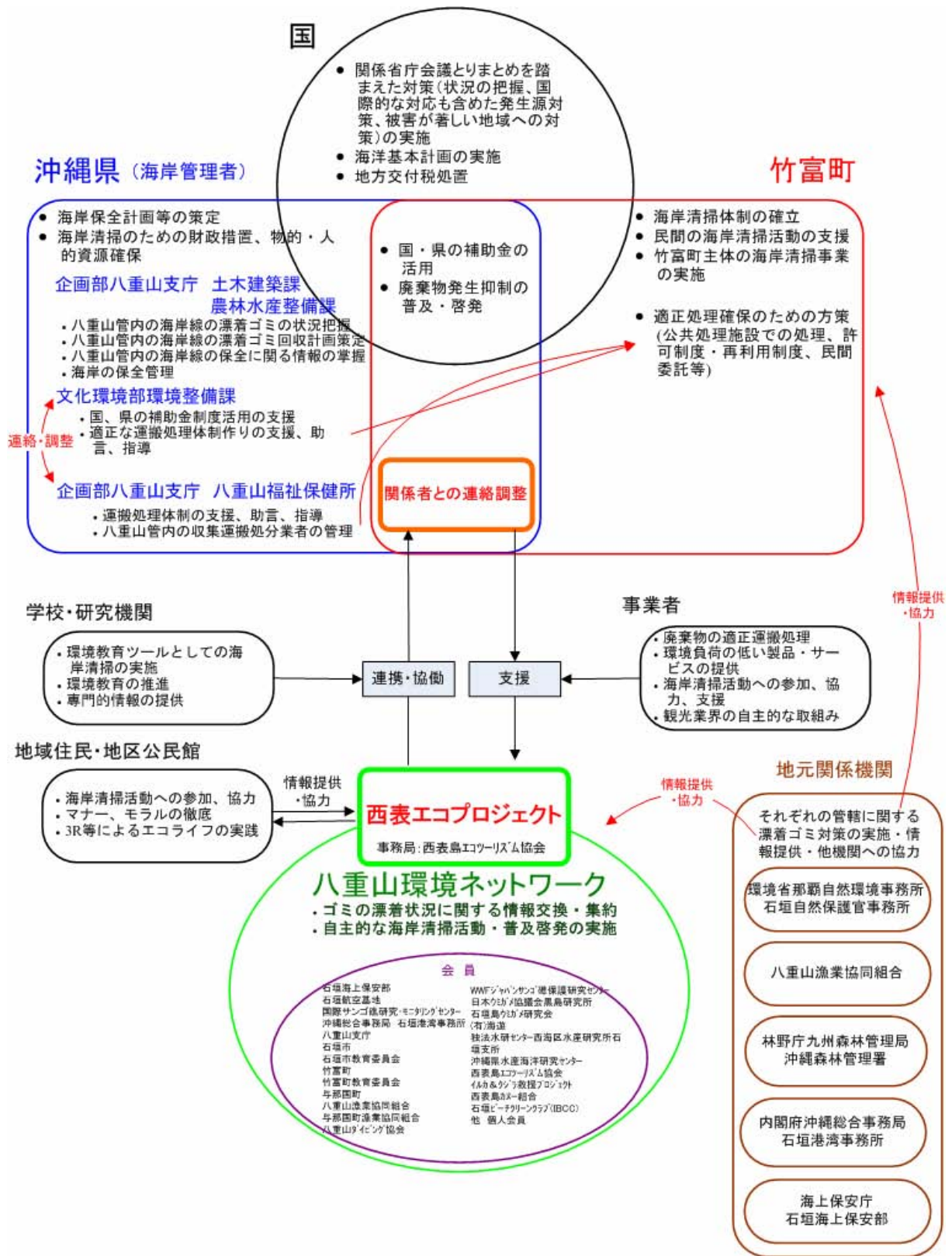


図 2.1-5 西表島地域における関係機関・団体の役割分担 (案)

## 2.2 海岸清掃体制のあり方の方向性

当該地域における海岸清掃体制のあり方については、前節の考え方により関係機関・団体・住民等の役割分担の概要を整理した上で、「情報の共有」「清掃計画策定」「回収体制の確立」「コスト削減対策」の4つの視点から整理した。

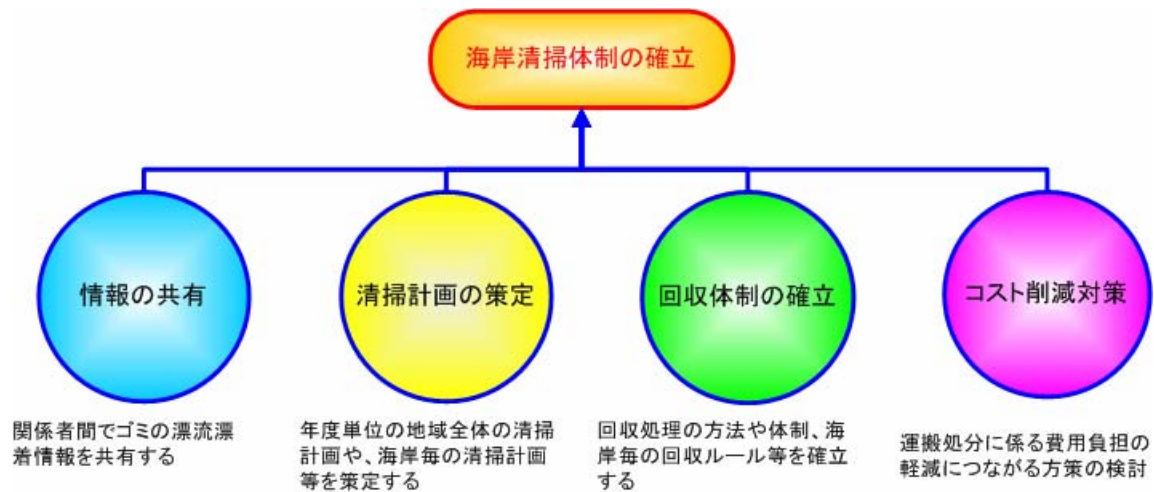


図 2.2-1 石垣島・西表島地域における海岸清掃体制確立のための方向性

### 2.2.1 関係機関・団体・住民等の役割分担の概要

前節で述べた考え方から、関係機関・団体・住民等の役割分担の概要を以下に整理した。

表 2.2-1 (1) 関係機関・団体・住民等の役割分担の概要

国	<p>平成 19 年 3 月の関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂着状況の把握や国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への支援の実施、平成 20 年 3 月に閣議決定された海洋基本計画に基づく対策の実施、地方交付税処理等を行う。被害が著しい地域への支援対策としては、例えば漂着ゴミの回収に係る「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)」や「災害等廃棄物処理事業補助金(環境省)」等の補助金制度、廃棄物処理施設等の整備に係る「循環型社会形成推進交付金」等がある。</p> <p>また、当該地域は観光及び漁業が盛んな地域であり、常に清潔さを求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や外国製プラスチック容器など安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、関係の都道府県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。</p>
---	--

表 2.2-1 (2) 関係機関・団体・住民等の役割分担の概要

<p style="text-align: center;"><b>沖縄県</b></p>	<p>沖縄県は、海岸管理者として主に「海岸保全計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」に関する取組を実施していくことが重要である。また、海岸清掃体制の確立のための関係者との協議や連絡調整、当該地域における漂流・漂着ゴミに関する情報の共有化等の役割も積極的に担っていくべきである。当該地域における各部局別の役割を整理すると以下のとおりである。</p> <p>①海岸管理者としての役割          関係機関：企画部八重山支庁 土木建築課                            企画部八重山支庁 農林水産整備課</p> <p>②廃棄物の処理に関する助言          関係機関：文化環境部 環境整備課                            企画部八重山支庁 八重山福祉保健所</p> <p>③災害等廃棄物処理事業費補助金等の活用を検討          関係機関：文化環境部 環境整備課                            企画部八重山支庁 土木建築課                            企画部八重山支庁 農林水産整備課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※八重山支庁廃止に伴う名称変更について（平成 21 年度より）              企画部 八重山支庁 八重山福祉保健所 → 福祉保健部 八重山福祉保健所              企画部 八重山支庁 土木建築課 → 土木建築部 八重山土木事務所              企画部 八重山支庁 農林水産整備課 → 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課</p> </div>
<p style="text-align: center;"><b>石垣市 竹富町</b></p>	<p>石垣市・竹富町は、清掃活動により回収された漂着ゴミのうち一般廃棄物処理の役割を担う他、関係者との連絡調整、民間の海岸清掃活動の支援等、当該地域内において重要な役割が期待される。更に、今後の海岸清掃体制の確立に際しては関係者間で十分な協議が必要となると考えられるが、その協議の場においても大きな役割を担うと想定される。</p> <p>また、当該地域においては回収した漂着ゴミの処理費用の確保が重要な課題となっているが、その対策として国や都道府県の補助事業等の活用を積極的に進めていくことが期待される。</p>
<p style="text-align: center;"><b>地元事業者 海域・海岸 域等に係る 関係機関等</b></p>	<p>地元事業者には、自ら排出する廃棄物の適正処理、環境負荷の低い製品やサービスの提供、海岸清掃への参加・協力・支援等が期待される。</p> <p>また、海域及び海岸域に係る地元関係機関（漁業協同組合、海上保安部、港湾事務所等）やマリレジャー・エコツアー等の事業者等は、自らの事業・活動範囲における漂流・漂着ゴミの状況を把握し、可能な範囲で対策活動を実施し、更にはその情報提供を行うこと、更には地域における今後の海岸清掃体制の確立についても積極的な参加が期待される。</p>
<p style="text-align: center;"><b>地域住民 学校・ 研究機関等</b></p>	<p>地域の住民や自治会（公民館組織等）は、自主的な海岸清掃の企画・参加・協力の他、普及啓発の実施、マナー・モラルの徹底、3R 等のエコライフの実践等の取組、更には地元関係機関・団体との連携・協働も期待される。</p> <p>学校・研究機関等は、環境教育の推進、環境教育ツールとしての海岸清掃の活用、専門的情報の提供等が期待される。</p> <p>なお、これら地域住民や学校・研究機関等は、地域における今後の海岸清掃体制の確立についても積極的な参加が期待される。</p>

## 2.2.2 情報の共有

当該地域における海岸清掃の体制を整備するにあたり、最も重要であり基礎となるのは漂流漂着ゴミの情報を整理し、海岸管理者・関係機関・地域住民等の関係者全体でその情報を共有することであると考えられる。以下に情報共有の方策について整理した。

表 2.2-2 石垣島、西表島地域における漂流漂着ゴミ情報の共有化について

基本方針	石垣島、西表島地域を含め、八重山管内の海岸の漂着ゴミの状況は、海岸管理者である沖縄県が常に把握していることが望ましい。
実施体制	沖縄県に石垣島、西表島の情報を集約するためには、まず石垣市や竹富町がゴミの漂着情報を集約・整理できる体制を整備することが重要であると考えられる。また、沖縄県に集約した情報は、整理した上で公表できる体制も必要である。
石垣島地方における情報の共有化	石垣島の海岸のゴミの漂着状況と住民による海岸清掃活動状況については、八重山環境ネットワークの連絡網と石垣市のボランティア清掃支援制度により概ね把握されている。これらの情報に加えて当該地域を管理する関係機関からの情報も含めて石垣市地理情報システム「いしがき島っぷ」に集約し一元化できれば、誰もが情報を閲覧でき、また新たな漂着情報や清掃活動報告を伝えることができると考えられる。また、石垣市における情報の整理もし易くなると思われる。なお、石垣島地方では、今後は海岸清掃により回収されたゴミを種類毎に分別し、それぞれ回収量を記録していく取組を実施する予定である。これにより、海岸毎・ゴミの種類毎の漂着量データが得られることになる。
西表島地方における情報の共有化	西表島の海岸のゴミの漂着状況と住民による海岸清掃活動状況については、西表エコプロジェクト及び西表島エコツーリズム協会により概ね把握されている。西表エコプロジェクトでは、毎月1回西表島の海岸清掃を実施し、同時に漂着したゴミの種類・量等のデータ収集も行っている。この西表エコプロジェクトの情報の他、当該地域を管理する関係機関からの情報を竹富町で集約・整理し、沖縄県及び地元関係機関でゴミの漂着に関する情報を共有する仕組みが必要である。

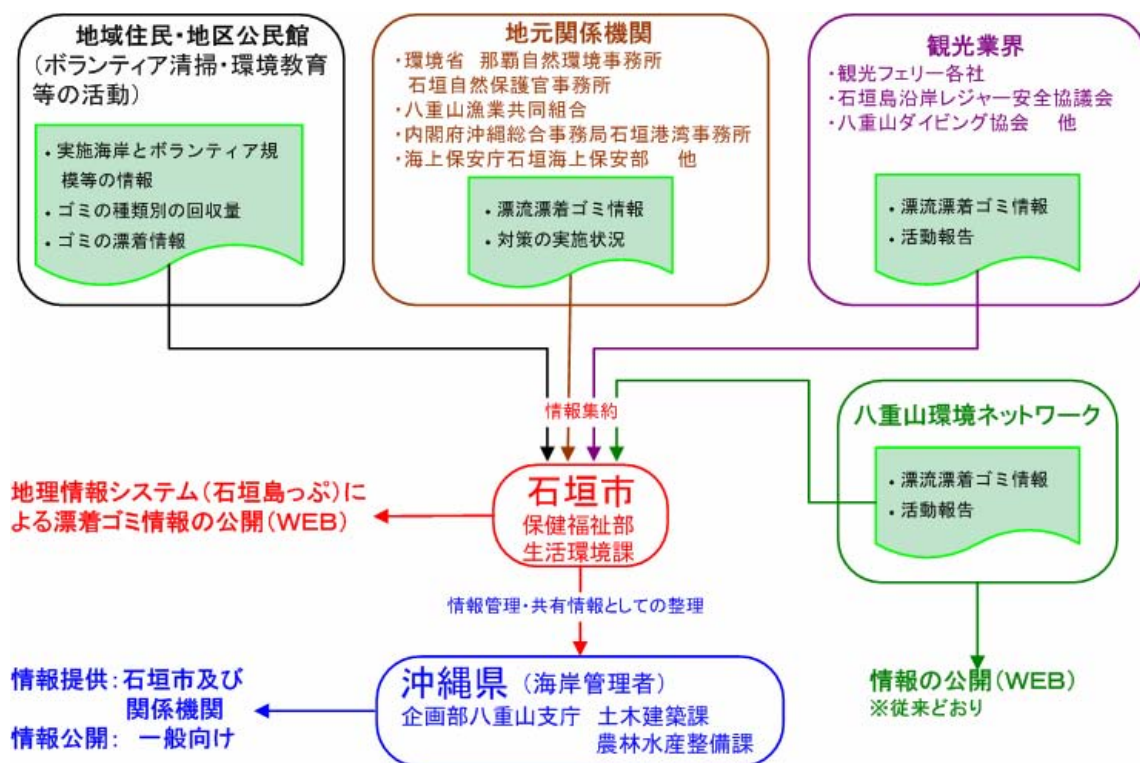


図 2.2-2 石垣島地域における情報共有化の流れ (案)

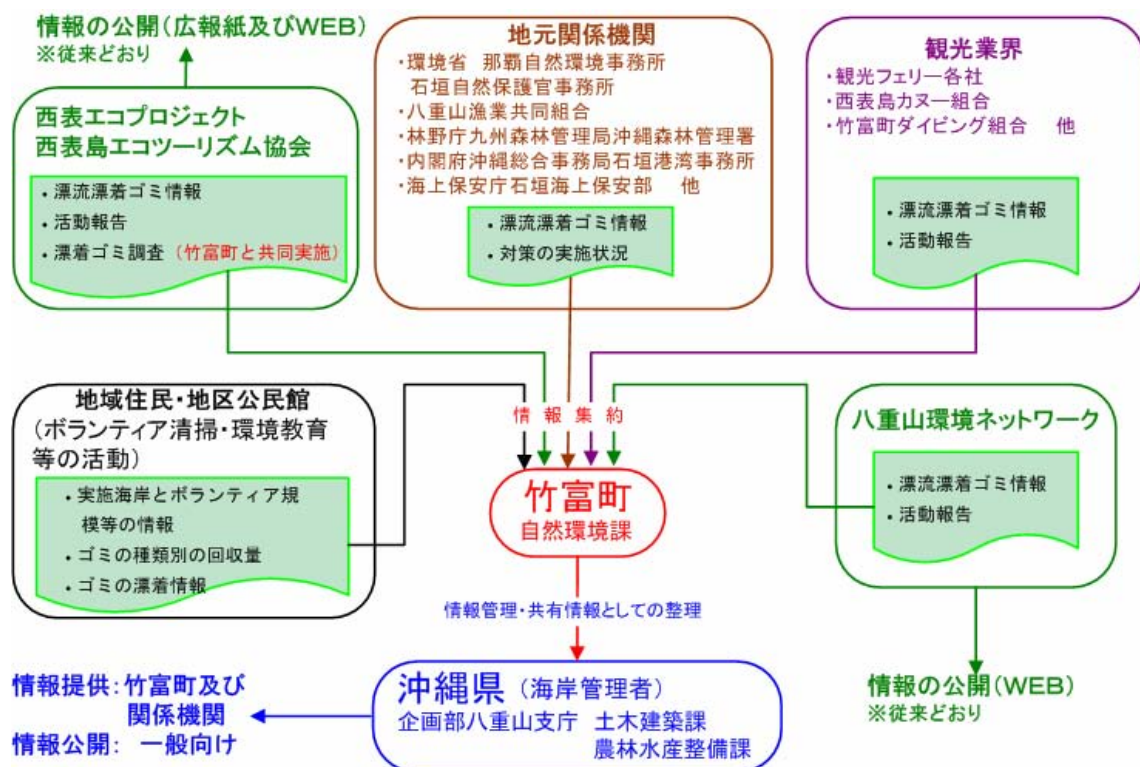


図 2.2-3 西表島地域における情報の共有化の流れ (案)

### 2.2.3 清掃計画の策定

当該地域の清掃計画については、海岸管理者（沖縄県）が策定した年度計画を基本とする。年度計画は海岸管理者が中心となり、石垣市・竹富町と協議の上で策定する。以下に清掃計画策定のための方策を整理した。

表 2.2-3 石垣島、西表島地域における清掃計画の策定について

<p>年度計画の策定 ＜基本方針＞</p>	<p>海岸管理者（沖縄県）が主体となり、石垣島／西表島全ての海岸を視野に入れ、海岸清掃を有効に行っていくための年度計画を策定することが適当である。年度計画を策定する上では、生活環境保全上、景観保全上問題が生じている海岸等を整理した上で行うこととし、また、国や県の補助金等の活用も考慮する。</p>
<p>清掃計画策定に必要となる情報について</p>	<p>このモデル調査において、航空機写真によるゴミの状況と近年の海岸清掃実績等の情報を整理している。今後清掃を実施する海岸の選定等、新たな清掃計画の策定は、これらの情報と今後共有化される予定である最新の漂着情報を収集、整理した上で実施する。この場合、石垣市／竹富町、八重山環境ネットワーク等の地元関係機関、地域住民等が持つ情報と意見が重要である。</p>
<p>石垣島地方における清掃計画の策定について</p>	<p>石垣市においては、地域住民により継続的な海岸清掃が実施されているため、その清掃活動については現状のまま石垣市がサポートしていく。清掃活動が殆ど行われていない海岸や、ゴミの漂着量が多すぎて現状として十分な回収がなされていない海岸については、沖縄県及び石垣市が中心となり各関係機関等の協力を得て清掃体制を策定する。特に生活環境保全上、景観保全上問題が生じている海岸について優先的に実施していく。</p>
<p>西表島地方における清掃計画の策定について</p>	<p>西表島においては、地域住民による海岸清掃の体制が十分に整っていないため、継続の期待できる体制の整備を含めた計画の策定が必要である。今後は沖縄県及び竹富町が中心となり各関係機関等の協力を得て清掃体制を策定する。特に生活環境保全上、景観保全上問題が生じている海岸について優先的に実施していく。</p>
<p>国や県の補助金等の活用</p>	<p>大量の漂着ゴミの回収処理をする場合には、国や県の補助金等を有効に活用できるように、利用できる補助金制度と対象事業の内容について、石垣島／西表島の海岸清掃の状況に合わせた形で整理しておく。なお、国の補助金としては国土交通省・農林水産省の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」があり、災害時や緊急時等に対応できる体制を整備していくことが適当である。</p>



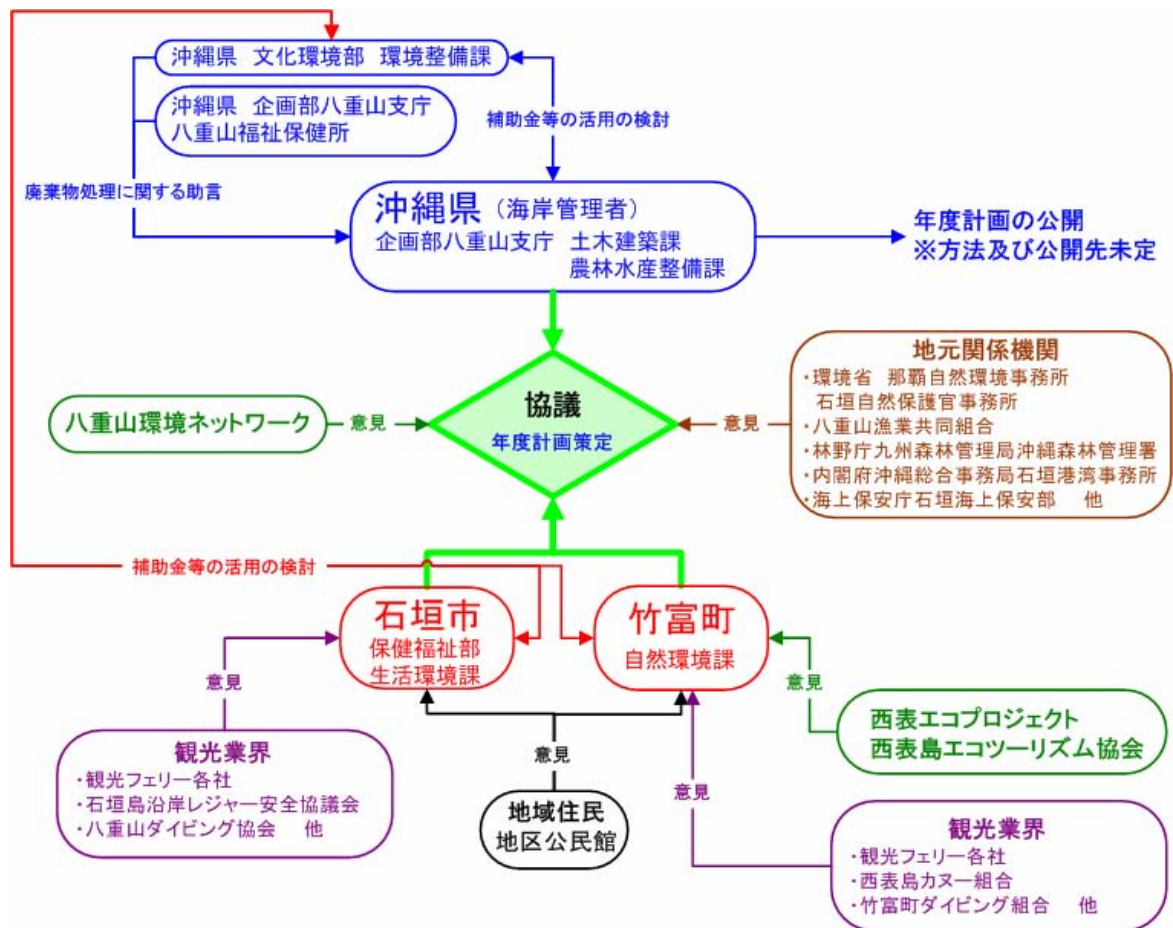


図 2.2-4 石垣島・西表島地域における年度計画策定の体制（案）

【参考：優先的に清掃すべき海岸について】

昨年の第5回沖縄地域検討会の後に、石垣島及び西表島地域において、住民・観光客等の利用状況から、特に清掃の優先順位を高くすべき海岸について検討員からアドバイスを頂いた。

●石垣島地域（意見：八重山福祉保健所・大見謝班長）

- ・川平海岸
- ・野底海岸
- ・久宇良海岸
- ・明石海岸
- ・伊原間海岸
- ・白保海岸

●西表島地域（意見：西表エコプロジェクト・森本代表

西表島エコツーリズム協会・伊谷理事）

- ・星砂の浜
- ・南風見田の浜
- ・船浦湾及び海中道路周辺
- ・由布島周辺
- ・港湾地域とその周辺（上原港周辺、大原港周辺）

## 2.2.4 回収体制の確立

当該地域の漂着ゴミの回収については、環境配慮の視点から人力を基本として実施するが、海岸へのアクセスや回収したゴミの搬出等の視点で見れば、必要とされる回収体制は一樣では無く、海岸毎の回収体制の検討が必要であると考えられる。以下に回収体制確立のための方策を整理した。

表 2.2-4 石垣島、西表島地域における漂流漂着ゴミの回収体制の確立について

<p>基本方針</p>	<p>ゴミの回収方法は、環境への配慮から人力を基本とし、また、海岸への車両や重機の乗り入れは極力避けるべきである。ただし、海岸へのアクセスや回収したゴミの搬出等については、車両の活用が不可欠な海岸もあり、また、やむを得ず車両や重機を利用しなければならない状況が生じる可能性もある。</p> <p>また、海岸清掃は、少人数によるボランティア活動から国や行政等が実施する比較的大規模な回収事業まで、さまざまな規模が想定されるため、それぞれに適応した回収体制の構築が望まれる。</p> <p>これらのことから、海岸の地形的な特徴や、いろいろな状況を予測し、それぞれの海岸に応じた回収体制のルールを策定しておく。</p> <p>また、この場合においては、本モデル調査によって整理をした「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法（モデルケース）」を参照していくことが望ましい。</p> <p>なお、具体的な回収体制や海岸毎のルール策定のための協議は、海岸管理者・自治体・地元における海岸清掃団体の代表者の3者で実施する必要があるが、特に自治体（石垣市及び竹富町）と海岸清掃団体の代表者（八重山環境ネットワーク、西表エコプロジェクト、西表島エコツーリズム協会）が中心となって行うべきであると考えられる。</p>
<p>海岸清掃実施者間の情報共有</p>	<p>島内では多くのボランティア清掃が行われているが、これらボランティア団体をはじめ海岸清掃に関する地域住民が漂着ゴミ対策に関する情報を共有したり、共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みが必要である。海岸管理者からのゴミの漂着状況、効果的な回収方法・ボランティア募集方法等に関する情報共有や、定期的な意見交換の場をつくる等の取組が有効である。</p>
<p>緊急災害時等の回収体制</p>	<p>災害起因や、廃油ボールや流木の様に予期できないが時おり大量に漂着するゴミの回収処理体制を策定しておく。特に回収作業に多くの人材を要する場合を想定し、多数のボランティアや作業員の確保とそれに伴う回収体制について検討しておく。</p>
<p>搬出方法の検討</p>	<p>本モデル調査において、アクセスが悪く人力による回収が困難な海岸では、船舶を用いた回収ゴミの搬出が有効であることが示されたことから、海岸毎に必要な応じて回収作業に体力的な負担がかからない方策の検討が重要である。</p>

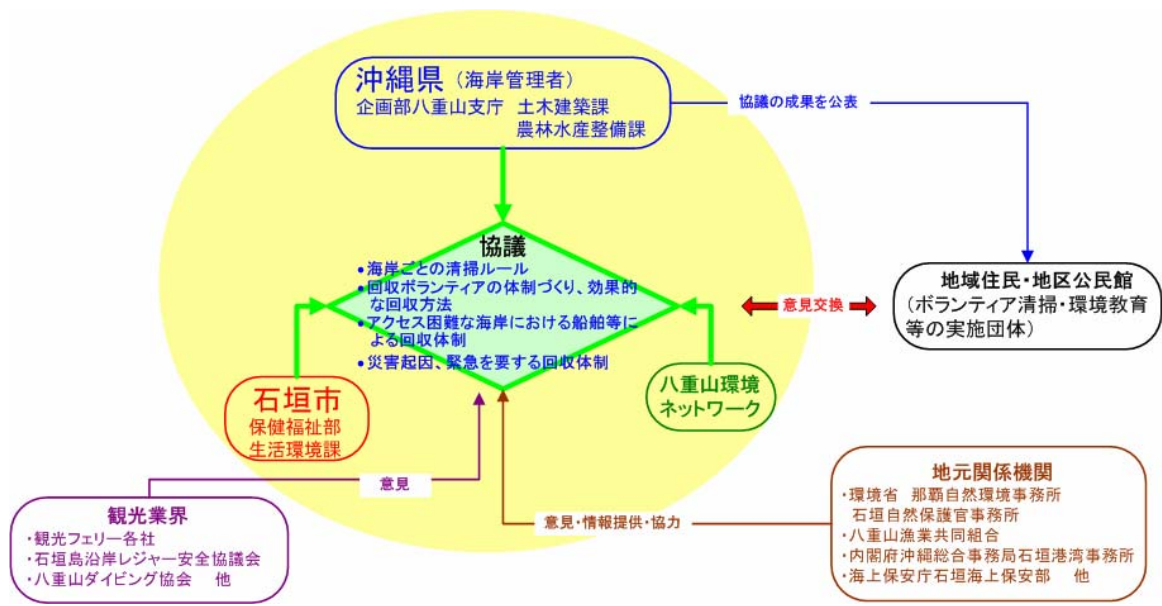


図 2.2-5 石垣島地域における回収体制の確立の流れ (案)

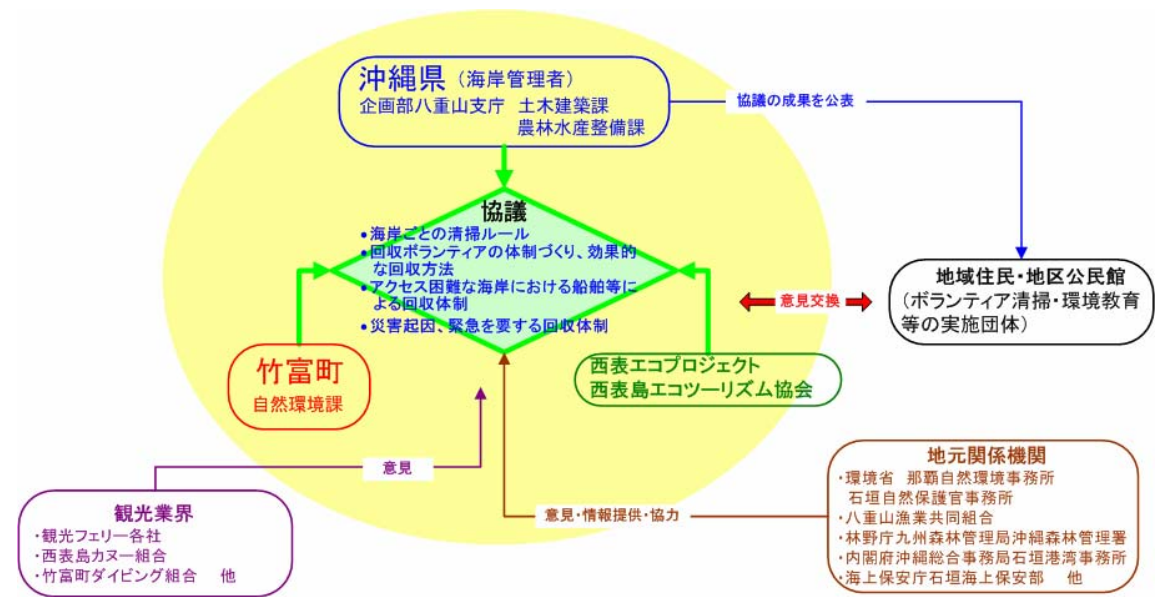
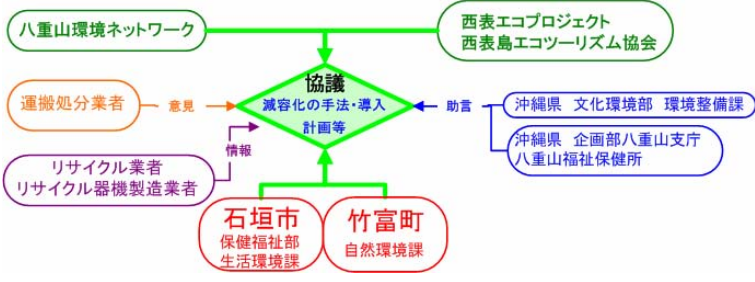
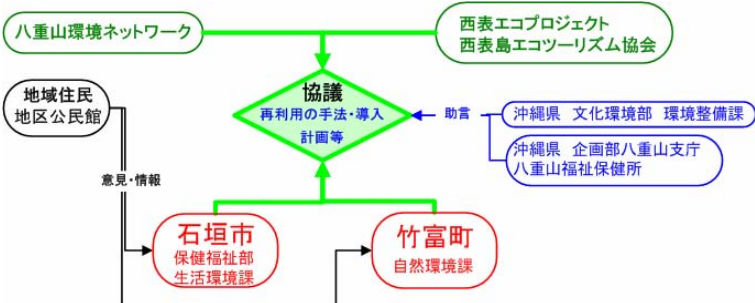
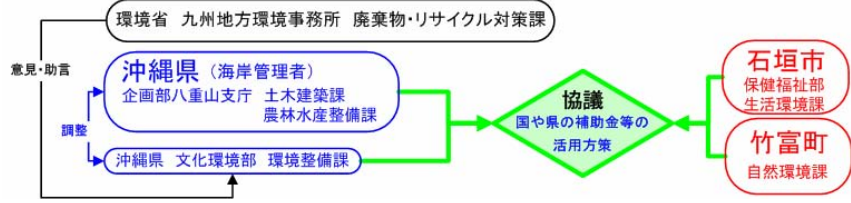


図 2.2-6 西表島地域における回収体制の確立の流れ (案)

### 2.2.5 コスト低減対策

コスト低減対策としては、処理費用の低減（国や県の補助金等の活用）や、ゴミの減容化及び再利用等があげられる。

表 2.2-5 漂流漂着ゴミの運搬処分に係るコスト低減対策について

<p><b>石垣島地域の課題</b></p>	<p>石垣島では、週末にボランティア清掃が活発に行われ、回収したゴミの量が多い場合には、市の収集・運搬・処分に大きな負担がかかっているため、関係者の役割や費用分担のあり方等について検討していく必要がある。</p>
<p><b>西表島地域の課題</b></p>	<p>西表島では、島内の廃棄物処理施設の能力が乏しく、回収した漂着ゴミを島内で処理することが困難であり、石垣島への海上運搬に多額の費用がかかることから、その低減方策について検討していく必要がある。</p>
<p><b>ゴミの減容化の検討</b></p>	<p>発泡スチロールの減容化、ペットボトルの破碎等、ゴミの種類毎にコスト削減のための策を検討していく。</p>  <p style="text-align: center;"><b>ゴミの減容化等の検討体制（案）</b></p>
<p><b>ゴミの再利用の検討</b></p>	<p>流木については島内で再利用できる場合があり、他のゴミの種類も含めて再利用に関する情報を収集整理し、処理コスト低減につなげることが適当である。</p>  <p style="text-align: center;"><b>ゴミの再利用等の検討体制（案）</b></p>
<p><b>運搬処分費用の確保 (国や県の補助金等の活用)</b></p>	<p>当該地域における漂流・漂着ゴミ対策の中では、運搬処理費用の確保が緊急の課題である。地元の処理費用を可能な限り低減できるよう、国や県の補助金等の活用方策を十分に検討しておくことが適当である。</p>  <p style="text-align: center;"><b>国や県の補助金等の活用方策検討体制（案）</b></p>

## 【参考】

漂流・漂着ゴミの収集・運搬・処分費用対策としては、上記の補助金制度以外にも、法定外目的税（例えば入島税、観光税として）の導入や、ゴミの減容化によるコスト削減方策等が考えられる。

### 【参考：八重山入域観光客数】

平成 19 年の八重山地方全体の入域観光客数は 787,502 人であり、石垣島では 783,054 人、竹富町全体では 1,101,690 人、うち西表島では 405,646 人となっている（八重山ビジュアルビューローによる）

### 【参考：法定外目的税】

沖縄県では、伊是名村において「環境協力税」として導入されている。以下、平成 17 年 3 月 28 日総務省報道発表資料より引用。

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050328\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050328_2.html) より

#### 1. 環境協力税新設の理由

伊是名村には、伊是名ビーチや伊是名山森林公園、尚円王御庭公園等数多くの観光施設が所在しており、これらの維持管理及び島内の環境の美化・保全に毎年多額の費用が必要となっているところである。そこで、その税収を島内環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備等に係る費用に充てるため、「環境協力税」を創設するものである。

#### 2. 環境協力税の概要

課税団体	伊是名村（沖縄県）
税目名	環境協力税（法定外目的税）
課税客体	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為
税収の用途	環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者
税率	1 回の入域につき 100 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）3.8 百万円
課税免除等	・ 高校生以下の入域者は非課税 ・ 地方税法第 292 条第 1 項第 9 号の適用を受ける障害者は非課税
徴税費用見込額	（平年度）0.2 百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定有り

## 2.2.6 漂流・漂着ゴミ対策に係る協議会の設立

本節でここまで整理してきた海岸清掃体制のあり方について、その活動・対策等を効果的・効率的に進めていくためには、地域の関係機関・事業者・団体・住民等から構成される協議会を組織し、その中の検討結果を実際の活動・対策に生かしていくことが望まれる。ここでは、沖縄地域検討会の検討員からの意見を基に、協議会の構成及び役割について整理した。

表 2.2-6 漂流・漂着ゴミ対策に係る協議会の構成及び役割（案）

協議会の構成	協議会は、地域の関係機関・事業者・団体・住民等から構成されるものとする。
事務局	事務局は海岸管理者（沖縄県八重山支庁土木建築課）・石垣市生活環境課・竹富町自然環境課の三者が共同で担う。
事務局の役割	<p>海岸管理者は、事務局として取組体制全体に係る事項や、年度計画に基づく実施内容、国や県の補助制度等の導入に関する計画等に関する議題の抽出と整理を主に担当する。また、Ⅲ章中の「2.2 海岸清掃体制のあり方の方向性」であげている「情報の共有」「清掃計画の策定」「回収体制の確立」において収集した情報や協議の結果は海岸管理者が管理することになっており、これらの情報が協議会において有効に活用されるよう努める。</p> <p>石垣市、竹富町は事務局としてゴミの漂着状況やボランティア活動、ゴミの処理について等、主に地域側の議題の抽出と整理を担当する。また、Ⅲ章中の「2.2 海岸清掃体制のあり方の方向性」であげた「コスト削減対策」に関係するゴミの減容化や再利用、県の助成金や環境省の補助金に係る事業等といった地元自治体が主体となって実施できる取組に係る議題についても担当する。</p>
構成メンバーの役割	事務局以外の関係機関・事業者・民間団体等は、協議会開催にあたり自らの事業活動や取組に関する情報を提供し、意見や助言を行い、積極的に事務局の活動を支援する。

### 【参考】協議会事務局の役割と議題の想定

<p><b>●事務局の役割</b></p> <p>①海岸管理者と自治体による「年度計画」が策定され次第、その年度の事務局を設立。</p> <p>②収集した情報から議題を検討・確定し、検討会資料を作成する。</p> <p>③参加メンバーの日程調整、会場の選定。</p> <p>④検討会実施後に議事録作成、年度報告書を作成。</p> <p><b>●検討会資料の作成作業</b></p> <p>①各議題に沿って情報を収集する。（原則として事務局は、海岸管理者・石垣市・竹富町が日常的に収集・整理した情報を入手する。）</p> <p>②課題点の抽出と対策案、検討会における論議のポイントを整理する。（対応策については、関係者から意見を聞く）</p> <p>③現在の地域の活動に有効に働く情報の整理（特効薬的情報の抽出）</p> <p>④各議題を横断的な視点でみた今後の課題を整理する。</p>	<p>「八重山 漂流・漂着ゴミ対策協議会（仮称）」 議題（案）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 八重山地域の漂流・漂着ゴミの状況</li> <li>2. 前年度の活動状況と年度計画の達成状況の評価</li> <li>3. 本年度計画について（海岸管理者説明）</li> <li>4. 情報共有化について</li> <li>5. 本年度計画に伴う実行体制について</li> <li>6. 回収体制について</li> <li>7. コスト低減対策について</li> <li>8. その他</li> </ol>
--	--

## 2.2.7 平成 21 年度以降の計画について

当該地域における、平成 21 年度以降の漂着ゴミ対策の実施目標を表 2.2-7 に示す。

平成 21 年度は今後の取組体制構築のための準備期間とし、そのための協議会や個別協議を実施する。同時に海岸管理者・地元自治体を中心に平成 22 年度における年度計画を策定する。更に、国や県の補助金等を活用した回収処理事業実施を目標とする。

平成 22 年度からは、年度計画をベースに対策と協議会を実施していく。

当該地域の取組の進め方としては、短期的な視点による取組として、重要課題である回収処分費用の確保については、当面は国や県の補助金等を活用した回収処理事業実施により対応していく。そして中長期的・継続的な取組として、協議会や関係者の個別協議を重ね、課題点の整理や取組体制を構築すると共に、当該地域に必要な総合的な対策とこれに必要なとなる体制・費用等を整理した上で、必要な予算措置等について検討する。当該地域にとっては以上のような方向性を持つことが適当であると考えられる。

表 2.2-7 平成 21 年度以降の漂着ゴミ対策の実施目標（案）

平成 21 年度 (準備年度)	平成 22 年度	平成 23 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報共有化の実施体制の整備、試行</li> <li>・ 年度計画策定のための体制整備、平成 22 年度計画の策定</li> <li>・ 回収体制の確立のための協議開始</li> <li>・ コスト低減対策のための協議開始</li> <li>・ 国や県の補助金等を活用した回収処理事業の実施</li> <li>・ 漂着ゴミ対策に係る検討会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年度計画の実行</li> <li>・ 情報共有及び公開体制の確立</li> <li>・ 前年度の取組に対する評価の実施と公表</li> <li>・ 回収体制の確立</li> <li>・ コスト低減対策の実施</li> <li>・ 国や県の補助金等を活用した回収処理事業の実施</li> <li>・ 平成 23 年度計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年度計画の実行</li> <li>・ 年度計画以外には、平成 22 年度の活動状況を踏まえた目標を設定し、実行する。</li> </ul>
漂流・漂着ゴミ対策に係る協議会の実施（1～2 回／年）		

### 【将来の取組体制と八重山環境ネットワークとの関係について】

行政・民間団体等により構成される八重山環境ネットワークは、八重山諸島の自然環境全般にわたる諸問題をテーマとしたネットワークであり、主に連絡網として、また HP による情報発信、環境保全活動、ボランティア活動の支援等を担っている。

今後は八重山地域における漂流漂着ゴミ対策の取組体制（プラットフォーム）を構築していくことになるが、新しい取組体制の中でも今までどおりの形で活動を継続する他、新たに発足される漂流漂着ゴミ対策に係る協議会や取組体制に係る個々の協議には、必要に応じて参加または意見・助言を行うものとする。

## 2.2.8 現時点における取組課題の整理

本モデル調査期間中に、石垣島地域・西表島地域それぞれにおいて明らかとなった取組課題のうち、現在具体的な検討を行っている項目を以下に整理した。

表 2.2-8 現時点において調整中の取組課題の整理

石垣島地域	①災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）活用のための検討 関係機関：石垣市 保健福祉部 生活環境課
	②漂着ゴミ情報の収集と整理 （ボランティア活動の回収結果を利用したゴミの種類別の情報） 関係機関：石垣市 保健福祉部 生活環境課
	③ボランティア清掃による回収ゴミの運搬処分費の低減 関係機関：産業廃棄物収集運搬業者
	④発泡スチロールの減容処分 関係機関：産業廃棄物処理業者
西表島地域	①災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）活用のための検討 関係機関：竹富町 自然環境課
	②漂着ゴミ調査の実施、情報の収集（自治体と民間団体との共同実施） 関係機関：竹富町 自然環境課 西表エコプロジェクト 西表島エコツーリズム協会
	③民間企業と連携した回収事業の実施 関係機関：竹富町 自然環境課
	④著しい環境影響及び人的被害の恐れのある漂着ゴミの受入れ 対象：ガラス類／医療系ゴミ（注射器、バイアル等）／廃油類／農薬・薬品類等／その他危険と判断されるゴミ 関係機関：竹富町 自然環境課
	⑤大量漂着等の災害時の体制づくり 関係機関：竹富町 自然環境課 西表エコプロジェクト 西表島エコツーリズム協会
	⑥環境教育の取組みで回収された漂着ゴミの受入れ 関係機関：竹富町 自然環境課 西表エコプロジェクト 西表島エコツーリズム協会
	⑦西表島の海岸に位置する国有林（保安林・防潮林当）の漂着ゴミ被害に対する対策 関係機関：林野庁 九州森林管理局 沖縄森林管理署
	⑧国有林の位置する海岸における漂着ゴミ回収の取組に対する支援・指導等 関係機関：林野庁 九州森林管理局 沖縄森林管理署



## 2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

### 2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

クリーンアップ調査結果における「ペットボトルの国別集計結果」をみれば明らかな様に、石垣島、西表島地域に漂着するゴミは殆どが海外からのものであり、地元起源のゴミは僅かである。したがって、地元起源の漂着ゴミ対策については、地域の関心も薄く、殆ど論じられないのが現状である。しかしながら、地元起源の漂着ゴミも調査毎に確認されている。例えば本年2月に西表島の中野海岸で実施したペットボトルと飲料缶のラベルとバーコードの読取り調査では、飲料缶の場合は日本製が最も多く54%を占めていた。また、地域の住民や当モデル調査における沖縄地域検討会関係者へのヒアリングでは、地域住民・観光客を問わず海岸のレジャー客によるポイ捨て（レジ袋、空の弁当箱、飲料用容器等）が頻繁にみられるという指摘が少なくなかった。したがって、発生量は不明なもの八重山諸島からも漂流漂着ゴミが発生している可能性がある。

現在、沖縄県では地域の発生抑制対策として、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動の取組や、沖縄クリーンコーストネットワークによる啓発活動等が実施されているが、今後も地域住民や観光客を対象としたポイ捨て禁止、不法投棄対策等の抑制・啓発活動を関係地域の取組として積極的に進めていく必要であると考えられる。

なお、環境省は漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成中である。完成したパンフレットはモデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していく予定である。

次に、参考としてゴミの種類別に、主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、一般論的に考えられる状況を整理した結果を、表 2.3-1 に示す。なお、表 2.3-1 に記載した主たる排出者等については、全てにおいて確たる証拠はなく、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえた推定である。

表 2.3-1(1) 発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、花火の残りかす、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラスチック・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取。
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により破片化の防止。
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革を徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。
事業系 漁業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者、漁業者（ノリ養殖の支柱に用いるフジツボよけリングとして利用する場合がある。）	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。フジツボよけリングについては、ノリ養殖業者の意識改革を徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。
事業系	樹脂ペレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明とそれによる取組の評価・見直し。
事業系 生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農協組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系 生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。
事業系 生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。

表 2.3-1(2) 発生源（排出者）が特定できない、不特定多数であるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器（わりばし含む）、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ くぎ・針金、電池（バッテリー含む）「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	—	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生 <sup>注1)</sup> 。	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施 <sup>注1)</sup> 。
自然系	アシ・ヨシ	—	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出。	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注1) ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成19年3月)

### 2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが精力的に進められており、環境省は本モデル調査の成果等をNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

### 3. 漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて

現地調査、文献調査等で得られた調査結果の解析・評価及び地域検討会における協議を実施した結果、漂流・漂着ゴミ対策のありかたの方向性が示された。漂流・漂着ゴミ対策の大きな柱は、「清掃活動」及び「発生抑制」であり、今後はこれらについて、具体的対策、その実施主体者とタイムテーブルを明らかにして、漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて努力することが望まれる。「清掃活動」及び「発生抑制」の具体的対策、実施主体者、実施可能期間についてまとめたものを表 2.3-1 に示す。

表 2.3-1(1) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目（案）

	方策	具体例・説明等	行政				民間				期間	
			国	沖縄県	石垣市	竹富町	教育機関	NPO	地域住民	企業	関係団体	短期実施
清掃活動	海ゴミ問題の窓口の一本化	海ゴミ問題専用窓口の設置と一般住民へ周知徹底案	○	●		★						○
	清掃活動情報の収集と発信	一般紙、HP、広報誌等		○		●					○	
	清掃活動成果の集約	海ゴミ問題専用窓口への集約		●		●						○
	漂着ゴミの実態把握調査	海岸における調査(空撮も含む)	○	★		●		★			○	
	実態調査のデータ提供	一般紙、HP、広報誌等	○	●		●		★			○	
	危険・有害ゴミの漂着状況把握及び提供		○	○		○		★			○	

[石垣市調整中]

※ ○：実施中、●：実施予定・実施検討中、★：実施を望む、－：要検討  
短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能

表 2.3-1(2) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目（案）

	方策	具体例・説明等	行政				民間				期間			
			国	沖縄県	石垣市	竹富町	教育機関	NPO	地域住民	企業	関係団体	短期実施	長期実施	
清掃活動	ゴミの回収	回収作業への職員派遣		—		●		★		★	★		○	
		回収作業員の募集	HP、広報誌、地域無線等		★		○		★				○	
		回収作業への参加			★		○	○	★	○	★	○	○	
		他の海岸事業・活動への回収活動の組み込み	植林、イベント等		—		★							○
		回収活動の単位化の呼びかけ(教育機関)	大学、高専、専門学校、高校等											
		危険・有害ゴミの管理者派遣	注射器、信号灯、薬品入りのポリタンク等		★		○							○
	運搬	ゴミ運搬車両による運搬(委託を含む)	一般廃棄物				●				★			○
		委託業者による運搬	処理困難物				●				★			○
		参加者による運搬	自己運搬				○		★					○
	処分	一般廃棄物	費用負担の役割		★		●							○
		処理困難物	費用負担の役割		★		●							○
		適正処理の助言・指導		○	○									
		適正処理に向けた協力		○	★		★		★					○
	財政的支援	国の災害補助金制度の周知徹底	災害等廃棄物処理事業補助金、災害関連緊急大規模漂着流木等処理事業等	○	○		★							○
		県から市町村への支援(災害時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金		○									
		県から市町村への支援(通常時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金		—									
		県・市町村から地域住民、活動団体等への支援	NPO、自治会への支援		★		●							○
		民間資金の活用	民間企業、団体からの助成金・寄付		★		○		★	○				○
		参加ボランティアへの交通費助成					★							○
		法定外目的税の導入					●							○

[石垣市調整中]

※ ○：実施中、●：実施予定・実施検討中、★：実施を望む、—：要検討  
短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能

表 2.3-1(3) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目(案)

	方策	具体例・説明等	行政				民間				期間			
			国	沖縄県	石垣市	竹富町	教育機関	NPO	地域住民	企業	関係団体	短期実施	長期実施	
清掃活動	物的支援	活動時の消耗品の提供		—		★						○		
		自治体保有の車両・重機等の貸出・提供				●							○	
		チェーンソー等の貸出		★		★							○	
	精神的支援	継続したボランティア活動に対する表彰	個人や団体の首長への表彰	○	○		★						○	
		ボランティア参加者の顕彰	広報誌への氏名掲載等				★						○	
		回収作業実施時の首長訪問	謝意表明				○							
	組織作りへの積極的関与	地域ボランティアの緩やかな協働化への働きかけ	NPO、自治会との協働	○			●		★	★			○	
		プラットフォーム作りの呼びかけと参加	行政、民間企業、NPO等の参加者が対等な立場の組織作り		★		★	★	★	★	★		○	
		海岸管理者主導の地域組織の形成	海岸管理者がリーダーシップをとる組織作り		●		●						○	
		関係自治体との連携	他県や内陸の市町村との連携	○			★						○	
		関係団体との連携	他地域のNPO、民間企業との連携	○			★						○	
		関係者との連絡調整	海ゴミに関する協議会や検討会の設置	○	●		●							○
	発生抑制	広報・啓発	関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築	○	★		★							○
			関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等	○										○
		アダプトプログラムの実施、充実、参加		★		★							○	
広報・啓発(漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけ)		一般紙、HP、広報誌、TV、イベント等		○		●	★			★		○		
環境教育の充実		小・中学校・高校		○		○	○							
製造・小売業者を巻き込んだキャンペーン、ワークショップ等				★		★						○		
一般住民等を対象としたイベント		海ゴミアートの作成、展示				★							○	

[石垣市調整中]

※ ○：実施中、●：実施予定・実施検討中、★：実施を望む、—：要検討  
 短期：すぐに実施可能、長期：今すぐはできないが長期的に実施可能